

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

六郷町「自然と調和のとれたまち」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県西八代郡六郷町

3. 地域再生計画の区域

山梨県西八代郡六郷町の全域

4. 地域再生計画の目標

六郷町は山梨県の南部に位置し、人口 3,938 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、総面積 13.28km²である。町の東部には標高 500m前後の山岳に囲まれ、東部から南部にかけては 300m前後の丘陵性山地からなり、西部は 300m前後の山岳が連なっている。平地は南西部の富士川沿いにわずかに存在し、全体的には平均標高 240mの谷盆地的な地形である。

また、町内を流れる河川は、北方に源を發する山田川をはじめ、東部を流れる葛籠沢川と宮原川が合流し、さらに三沢川と合わさり富士川に注いでいる。

これら河川の源は、山岳地を發していることから、数十年前までは水質も良好であり、きれいな水辺の環境を保持していた。しかし、近年の開発や都市化、生活様式の多様化により、未処理の生活雑排水が流入するようになった。このため次第に水質の悪化が目立つようになり、水辺環境の保全が難しくなっている。

このような状況から、生活環境の向上と環境保全を目的として下水道事業に着手し、平成 4 年に宮原地区(約 17ha)を対象とした農業集落排水施設が完成し、宮原処理場で処理された処理水は葛籠沢川に放流されている。また、特定環境保全公共下水道事業も平成 4 年から事業に着手し、49ha の認可を取得した後、平成 10 年には 95ha の全体計画区域の認可を取得し、現在も鋭意下水道事業を行っている。この結果、公共下水道の終末処理場は、平成 11 年 7 月に稼働を開始し、処理水は富士川に放流されており、現在までに約 62.9%の汚水処理人口普及率(平成 15 年度末)に達している。

下水道整備の効果により、平成 11 年以降、町内の河川の水質は除々に改善されて来ているが、従来の水辺環境を復活させるためには、更なる水質の改善を図ることが急務と考える。

このためには、汚水処理施設を一層整備促進し、清流の復活を促進することが肝要である。そして今後は、従来生息していた動植物を河川に取り戻し、蛍や川魚などを観察する環境学習の実施や、「水に親しめる憩いの場」としての河川公園の整備などを図り、潤いのある快適なまちづくりを目指す。

また、この貴重な自然環境を生かし、河川を利用し行われる「楠甫地区灯籠流し」「富士川川下り」といった各種イベントの支援を行い、参加者や観光客を招き活力のあるまちづくりに繋げる。

【数値目標】

汚水処理人口普及率を 62.9%から 78%に向上させる。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成 15 年度末における本町の汚水処理人口普及率は 62.9%であり、全国平均値 66.7%を下回っている。このような状況を改善するため、未供用となっている地区への重点的投資により汚水処理施設の早期の供用を進め、生活環境の向上と環境の保全を図る。

また併せて河川公園等の整備、環境学習の実施、河川で行われるイベントの支援等を積極的に推進する。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

【汚水処理施設整備交付金事業】

「事業主体」

六郷町

「施設の種類」

公共下水道及び浄化槽

(公共下水道事業認可の経過)

当初 平成 4 年 12 月 11 日 山梨県指令下水第 12-9 号

変更 1 平成 10 年 8 月 21 日 山梨県指令下水第 7-49 号

変更 2 平成 12 年 9 月 19 日 山梨県指令下水 3 第 8-18 号

「事業区域」

- ・公共下水道 六郷町葛籠沢、宮原地区
- ・浄化槽 公共下水道及び農業集落排水を除く地区

「事業期間」

- ・公共下水道 平成 17 年度～平成 20 年度まで(4 ヶ年)

・浄化槽	平成 17 年度～平成 20 年度まで(4 ヶ年)	
「整備量」		
・公共下水道(葛籠沢・宮原地区)	75～150mm	L=4,530m
・浄化槽(個人設置型)	7人槽(個人型)	50基
「事業費」		
・公共下水道(葛籠沢・宮原地区)	394,000千円 (うち単独 102,000千円) (うち国費 146,000千円)	
・浄化槽(個人設置型)	29,500千円(町上乗せ分を含む) (うち国費 6,850千円)	
・合計	423,500千円 (うち単独 110,950千円) (うち国費 152,850千円)	

5-3 その他の事業

河川改修や河川公園の整備を進め、水に親しめる環境を整備すると共に、河川愛護活動や自然観察などの屋外学習を推進する。また河川を利用し行われる「川下り」などのイベントや「灯籠流し」などの伝統行事を積極的に支援し、地域の活性化を図る。

6. 計画期間

平成 17 年度～20 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に 4 の地域再生計画の目標に示す数値目標に照らし状況を調査し、評価、公表を行う。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図ると共に、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし

添付書類

地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
 污水处理施設整備区域図

地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
地域再生計画の全体像を示すイメージ図